5　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とし、同項に規定する内閣府令で定める書類は、当該提出に係る会計年度等の末日における当該外国債等の所有者の名簿の写しとする。

6　［略］

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の二　［略］

2　［略］

3　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

［一～三　略］

四　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ　当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が解決した日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1)　前項第一号ハに掲げる方法については、目論見書被提供者ファイルに記録された記載事項

(2)　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ　［略］

五　［略］

［4～6　略］

第一号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【事務連絡者氏名】(3)

【住所】

【電話番号】

［第１～第３　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［a・b　略］

c　この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第１号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利及び

5　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とし、同項に規定する内閣府令で定める書類は、当該提出に係る事業年度の末日における当該外国債等の所有者の名簿の写しとする。

6　［同上］

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の二　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　［同上］

(イ)　前項第一号ハに掲げる方法については、目論見書被提供者ファイルに記録された記載事項

(ロ)　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ　［同上］

五　［同上］

［4～6　同上］

第一号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【事務連絡者氏名】(3)

【住所】

【電話番号】

［第１～第３　同左］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［a・b　同左］

c　この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第１号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいい、